

## 商品概要説明書

### フリーローン（一般型A）

（令和元年7月1日現在）

商品名	フリーローン（一般型A）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当JAの組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ただし、20歳未満の准組合員の場合は給与所得者の方。</li><li>○前年度税込年収が200万円以上（農業者の場合は、150万円以上）ある方 （自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li><li>○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。</li><li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none"><li>① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</li><li>② 負債整理資金</li><li>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</li><li>④ 営農資金および事業資金</li></ul></li></ul>
借入金額	○10万円以上300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li><li>○20歳未満の方の場合は、JAが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。</li></ul>

保証料	<p>○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【保証料率】 年0.45～0.95% (お客様とのお取引状況に応じて異なります。)</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融共済部(電話：0138-46-2323)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会（電話：011-251-7730）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 函館市亀田